

平成28年第1回
美唄市議会定例会会議録
平成28年3月22日（火曜日）
午前10時05分 開議

◎議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 委員長報告

- 1 議案第5号 美唄市行政不服審査会
条例制定の件（総務・文教）
- 2 議案第6号 美唄市行政不服審査法
関係手数料徴収条例制定の件（総
務・文教）
- 3 議案第7号 行政不服審査法の施行
に伴う関係条例の整備に関する条例
制定の件（総務・文教）
- 4 議案第8号 美唄市職員定数条例の
一部改正の件（総務・文教）
- 5 議案第9号 美唄市職員の退職管理
に関する条例制定の件（総務・文教）
- 6 議案第10号 地方公務員法及び地方
独立行政法人法の一部を改正する法
律の施行に伴う関係条例の整備等
に関する条例制定の件（総務・文教）
- 7 議案第11号 美唄市特別職の職員の
給与に関する条例及び美唄市教育委
員会の教育長の給与、勤務時間その
他勤務条件に関する条例の一部改正
の件（総務・文教）
- 8 議案第12号 美唄市給与条例の一部
改正の件（総務・文教）
- 9 議案第13号 美唄市議会の議員その
他非常勤の職員の公務災害補償等
に関する条例の一部改正の件（総務・

文教）

- 10 議案第14号 美唄市過疎地域自立促
進市町村計画策定の件（総務・文教）
- 11 議案第15号 美唄市過疎地域自立促
進特別事業基金条例の一部改正の件
（総務・文教）
- 12 議案第16号 美唄市青少年育成基金
条例の一部改正の件（総務・文教）
- 13 議案第17号 アルテ ピアッツァ
美唄条例の一部改正の件（総務・
文教）
- 14 議案第18号 指定管理者の指定の件
（美唄市民会館、美唄市立公民館、
美唄市立公民館拓北分館、美唄市立
公民館桜井邸分館）（総務・文教）
- 15 議案第19号 指定管理者の指定の件
（美唄市営野球場、美唄市営陸上競
技場、サン・スポーツランド美唄）
（総務・文教）
- 16 議案第20号 美唄市火災予防条例の
一部改正の件（総務・文教）
- 17 議案第45号 美唄市消防団員等公務
災害補償条例の一部改正の件（総
務・文教）
- 18 議案第21号 美唄市税条例の一部改
正の件（産業・厚生）
- 19 議案第22号 指定管理者の指定の件
（美唄市一般廃棄物最終処分場、美
唄市生ごみ堆肥化施設、美唄市一般
廃棄物ストックヤード）（産業・厚生）
- 20 議案第23号 指定管理者の指定の件
（美唄市リサイクルセンター）（産
業・厚生）
- 21 議案第24号 指定管理者の指定の件

- (美唄市南美唄福祉会館)(産業・厚生)
- 22 議案第25号 美唄市へき地保育所条例の一部改正の件(産業・厚生)
- 23 議案第26号 美唄市介護保険条例の一部改正の件(産業・厚生)
- 24 議案第27号 指定管理者の指定の件(美唄国設スキー場、美唄市体験交流施設、美唄市パークゴルフ場)(産業・厚生)
- 25 議案第28号 市道路線の廃止の件(産業・厚生)
- 26 議案第29号 財産購入の件(ロータリ除雪車)(産業・厚生)
- 27 議案第30号 美唄市看護師等修学資金条例の一部改正の件(産業・厚生)
- 28 議案第43号 美唄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正の件(産業・厚生)
- 29 議案第44号 美唄市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正の件(産業・厚生)
- 30 請願第1号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願(産業・厚生)
- 31 議案第31号 平成27年度美唄市一般会計補正予算(第10号)(予算審査特別)
- 32 議案第49号 平成27年度美唄市一般会計補正予算(第11号)(予算審査特別)
- 33 議案第32号 平成27年度美唄市水道事業会計補正予算(第1号)(予算審査特別)
- 34 議案第33号 平成28年度美唄市一般会計予算(予算審査特別)
- 35 議案第34号 平成28年度美唄市民バス会計予算(予算審査特別)
- 36 議案第35号 平成28年度美唄市国民健康保険会計予算(予算審査特別)
- 37 議案第36号 平成28年度美唄市下水道会計予算(予算審査特別)
- 38 議案第37号 平成28年度美唄市介護保険会計予算(予算審査特別)
- 39 議案第38号 平成28年度美唄市介護サービス事業会計予算(予算審査特別)
- 40 議案第39号 平成28年度美唄市後期高齢者医療会計予算(予算審査特別)
- 41 議案第40号 平成28年度市立美唄病院事業会計予算(予算審査特別)
- 42 議案第41号 平成28年度美唄市水道事業会計予算(予算審査特別)
- 43 議案第42号 平成28年度美唄市工業用水道事業会計予算(予算審査特別)
- 第3 議案第46号 財政調整基金の一部積立て停止の件
- 第4 議案第47号 美唄市固定資産評価員選任の件
- 第5 議案第48号 美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件
- 第6 承認第2号 総務・文教委員会所管事務調査の件
- 第7 承認第3号 産業・厚生委員会所管事務調査の件

第8 承認第4号 議会運営委員会所管事務調査の件

◎出席議員（14名）

議長	小 関 勝 教 君
副議長	土 井 敏 興 君
1 番	森 川 明 君
2 番	吉 岡 建二郎 君
3 番	松 山 教 宗 君
4 番	川 上 美 樹 君
5 番	楠 徹 也 君
6 番	本 郷 幸 治 君
7 番	吉 岡 文 子 君
8 番	山 崎 一 広 君
9 番	桜 井 龍 雄 君
10番	谷 村 知 重 君
11番	丸 山 文 靖 君
13番	金 子 義 彦 君

◎出席説明員

市 長	高 橋 幹 夫 君
副 市 長	藤 井 英 昭 君
総 務 部 長	中 平 匡 司 君
市 民 部 長	村 谷 宗 義 君
保健福祉部長兼福祉事務所長	千 葉 一 夫 君
経 済 部 長	市 川 厚 記 君
都市整備部長	本 田 弘 明 君
市立美唄病院事務局長	高 倉 雄 治 君
消 防 長	後 藤 樹 人 君
総務部総務課長	佐 藤 崇 君
総務部総務課主幹	村 上 孝 徳 君

教育委員会委員長	高 橋 泰 浄 君
教育委員会教育長	早 瀬 公 平 君

教育委員会教育部長	伊 藤 敦 史 君
-----------	-----------

選挙管理委員会委員長	竹 山 哲 郎 君
選挙管理委員会事務局長	佐 藤 崇 君

農業委員会会長	小 川 俊 美 君
農業委員会事務局長	吉 村 清 孝 君

監 査 委 員	星 野 恒 徳 君
監査事務局長	渋谷 裕 子 君

◎事務局職員出席者

事務局 長	三 上 忠 君
次 長	濱 砂 邦 昭 君

午前10時05分 開議

●議長小関勝教君 これより、本日の会議を開きます。

●議長小関勝教君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

9 番 桜井龍雄議員、
10 番 谷村知重議員
を指名いたします。

●議長小関勝教君 次に日程の第2、委員長報告に入ります。

順序1、議案第5号美唄市行政不服審査会条例制定の件ないし順序43、議案第42号平成28年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上43件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず、議案第5号ないし議案第20号及び議

案第 45 号の以上 17 件について、桜井総務・文教委員長。

●総務・文教委員長桜井龍雄議員（登壇） たいだいま議題となりました、議案第 5 号美唄市行政不服審査会条例制定の件、議案第 6 号美唄市行政不服審査法関係手数料徴収条例制定の件、議案第 7 号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件、議案第 8 号美唄市職員定数条例の一部改正の件、議案第 9 号美唄市職員の退職管理に関する条例制定の件、議案第 10 号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件、議案第 11 号美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件、議案第 12 号美唄市給与条例の一部改正の件、議案第 13 号美唄市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正の件、議案第 14 号美唄市過疎地域自立促進市町村計画策定の件、議案第 15 号美唄市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部改正の件、議案第 16 号美唄市青少年育成基金条例の一部改正の件、議案第 17 号アルテ ピアッツァ 美唄条例の一部改正の件、議案第 18 号指定管理者の指定の件（美唄市民会館、美唄市立公民館、美唄市立公民館拓北分館、美唄市立公民館桜井邸分館）、議案第 19 号指定管理者の指定の件（美唄市宮野球場、美唄市宮陸上競技場、サン・スポーツランド美唄）、議案第 20 号美唄市火災予防条例の一部改正の件、議案第 45 号美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件の以上 17 件について、総務・文教委員会の審査の

経過並びに結果を一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、3 月 10 日、委員会を招集して、審査いたしました。

初めに、議案第 5 号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

美唄市において、今まで行政不服審査に対して申し立てされた事実があったのか、また、その内容について、との質疑に対し、以前は、不服申し立てという取り扱いになっており、平成 14 年に 1 件あり、住民基本台帳法に基づき、異議申立人に対して、11 桁の番号の付与行為を取り消しする趣旨であったが、結果としては異議申立を却下した。との答弁がありました。

次に、議案第 6 号における質疑・答弁について申し上げます。

用紙による交付のほかに、電子媒体による交付の申請があった場合の取り扱いはどうなるのか、との質疑に対し、プリントアウトして渡すことを想定しており、電子データによる提供はしない。との答弁がありました。

次に、議案第 8 号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

職員数が減ることで、職員の負担も大きくなると思うが、今後の本市の人口推移、職員の退職者数から考えて、今回の定数削減によって、いつまで対応できると考えているのか、との質疑に対し、条例上の定数は、上限値であって、実際の配置とは乖離する部分も出てくると思うが、今後、第 3 次定員適正化計画の策定を目途に、定数条例の見直しも考えていきたい。との答弁がありました。

次に、議案第 16 号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

青少年育成基金の具体的な活用内容として、どのようなものがあるのか、との質疑に対し、平成 27 年度は、ものづくりを体験するキッズ・アートスクールや陸上競技などを体験するキッズ・アスリートスクールのほか、北海道日本ハムファイターズとの連携事業、峰延獅子舞のルーツである富山県南砺市への子どもたちの派遣などに活用した。

また、平成 28 年度は、市内高等学校の教育活動に対する事業費の一部や、放課後児童施設的环境整備などに充てたいと考えている。との答弁がありました。

次に、議案第 17 号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

アルテピアッツァ美唄を美術館化するにあたり、入館料などについて、議論がなされてきたと思うが、その経過について、との質疑に対し、施設の構造上、入館料の徴収は難しいものがあるが、今後、施設を維持管理していく上で、財源確保は非常に重要であることから、人員配置や徴収場所などの問題を解決した上で、今後、有料化する方向で検討を進めていきたい。との答弁がありました。

次に、議案第 18 号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

市民会館、公民館の指定管理者について、選定の条件を満たしている団体とは、具体的にどのようなことから判断しているのか、との質疑に対し、資格の要件を満たしている条件とは、条例第 4 条に選定基準があり、市民の平等な利用が確保されること、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること、管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、また確保できる

見込みがあること、収支計画書の内容が、公の施設の管理費の縮減が図られるものであること、その他市長等が別に定める事項となっており、基本的に、これらが選定委員会によって評価されたものと理解している。との答弁がありました。

次に、議案第 19 号における質疑・答弁について申し上げます。

市営陸上競技場について、市民から昨年夏、ラインがはがれていたり、釘が露出している状態になっているという指摘があったが、どのように整備しているのか、との質疑に対し、ラインの設置等の特殊な作業については、技術の備わっている美唄市陸上競技協会のご協力をいただき設置を行っている。

また、釘の露出など、大きな事故に結びつくような状態が見られた場合は、速やかに指定管理者に指示し、定期的にトラック場等を点検するようにしている。との答弁がありました。

次に、議案第 20 号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

今回の改正により、火気設備及び器具の離隔距離についての規定が整備されたことを、市民や設備業者に認識してもらうための周知は行ったのか、との質疑に対し、消防職員が、一般住宅への立入検査の際に、直接指導しているため、業者等には、今回の改正内容は特に伝えていないが、今後、周知について考えていく必要がある。との答弁がありました。

なお、議案第 7 号、議案第 9 号ないし議案第 15 号及び議案第 45 号の以上 9 件についての質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第 5 号ないし議

案第 20 号及び議案第 45 号の以上 17 件につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長小関勝教君 次に、議案第 21 号ないし議案第 30 号、議案第 43 号、議案第 44 号及び請願第 1 号の以上 13 件について、谷村産業・厚生委員長。

●産業・厚生委員長谷村知重議員（登壇） 初めに、ただいま議題となりました、議案第 21 号美唄市税条例の一部改正の件、議案第 22 号指定管理者の指定の件（美唄市一般廃棄物最終処分場、美唄市生ごみ堆肥化施設、美唄市一般廃棄物ストックヤード）、議案第 23 号指定管理者の指定の件（美唄市リサイクルセンター）、議案第 24 号指定管理者の指定の件（美唄市南美唄福祉会館）、議案第 25 号美唄市へき地保育所条例の一部改正の件、議案第 26 号美唄市介護保険条例の一部改正の件、議案第 27 号指定管理者の指定の件（美唄国設スキー場、美唄市体験交流施設、美唄市パークゴルフ場）、議案第 28 号市道路線の廃止の件、議案第 29 号財産購入の件（ロータリ除雪車）、議案第 30 号美唄市看護師等修学資金条例の一部改正の件、議案第 43 号美唄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正の件、議案第 44 号美唄市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正の件の以上 12 件について、産業・厚生委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、3 月 10 日、委員会を招集して審査いたしました。

初めに、議案第 21 号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

固定資産税と軽自動車税について、平成 27 年度の収納見込みと、平成 28 年度から税率が下がることによって、どのくらいの差額が生じるのか、との質疑に対し、平成 27 年度の収納見込みは 94.48%で、税率が下がることによって生じる差額は、固定資産税が約 2,820 万円、軽自動車税が約 430 万円である。との答弁がありました。

次に、議案第 22 号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

指定管理施設において、雪など自然災害により施設が一部損壊した場合等は、保険は適用されるのか。また、除排雪等の管理は、指定管理者によってきちんとなされているのか、との質疑に対し、保険適用の有無は、人災なのか天災なのかも含め、そのときの状況を精査した上で最終的に保険会社が判断するものと考えている。また、除排雪等業務については、施設が危険な状態になる前に管理業者においてきちんに対応するよう、指定管理者と交わす業務仕様書の中に明記している。との答弁がありました。

次に、議案第 25 号に対する質疑・答弁について申し上げます。

この度の改正により、負担額が増える方の人数は把握されているのか、との質疑に対し、負担額が増える方の人数は、C 4 階層が 12 名。C 5 階層が 2 名。C 6 階層が 2 名。C 4 階層の 2 分の 1 に関しては 1 名、合計 17 名となっている。との答弁がありました。

次に、議案第 27 号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

美唄国設スキー場について、事業運営がスムーズに進んでいないと聞いているが、どのような状況なのか、との質疑に対し、基本的に、索道の管理はアンビックスで行っているが、イベント等の開催については、スキー連盟、スキー学校等と連携しながら事業を進めている。との答弁がありました。

次に、議案第 28 号に対する質疑・答弁について申し上げます。

廃止する路線の位置について、との質疑に対し、旧し尿処理場を北に向かうと、産化美唄川にかかっている産化 3 号橋があり、その手前の市道 3 号道路が廃止する路線の起点となっている。との答弁がありました。

次に、議案第 29 号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

入札により、購入金額は 4,287 万 6,000 円となっているが、落札率は、との質疑に対し、落札率は、93.4%となっている。との答弁がありました。

次に、議案第 30 号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

改正の趣旨に、必要人員の確保を図るためとあるが、現状の人員数と、不足する人員数について、との質疑に対し、看護師の配置状況について、平成 27 年度末見込みは、正規職員 44 名、嘱託職員 14 名、臨時職員 21 名の合計 79 名となっている。また、平成 28 年度については、83 名を配置する予定であり、4 名の不足となっている。との答弁がありました。

なお、議案第 23 号、議案第 24 号、議案第 26 号、議案第 43 号及び議案第 44 号について

の質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第 21 号ないし議案第 30 号、議案第 43 号及び議案第 44 号の以上 12 件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第 1 号若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願について、審査の経過並びに、結果をご報告申し上げます。経過といたしまして、3 月 2 日及び 3 月 10 日の 2 日間、委員会を招集して審査いたしました。

初めに、3 月 2 日については、請願を審議するにあたり、全日本年金者組合北海道本部美唄支部執行委員の福田征機氏を参考人として招致し、意見を聴取し審査することに決定いたしました。

次に、3 月 10 日については、福田征機氏を参考人として招致し、意見を聴取し審査いたしました。

請願第 1 号における、質疑・答弁について主なものを申し上げます。

初めに、最低保障年金制度として、年金者組合は月 8 万円を求めるとあるが、月 8 万円というのは、どのように想定されているのか、との質疑に対し、年金者組合は、全額税金を財源に、すべての人に基礎の部分で、一律 8 万円を保障するという考え方である。との答弁。

次に、最低保障年金の制度ができた時に、今の年金支給者にも最低保障年金が出ることなどを想定しているのか、それとも、今後年金の制度に加入していく人たちが、最低保障年金という新たな制度の上で年金の保険料を支払っていくことを想定しているのか、との質疑

に対し、現在年金を支給している人を対象として、制度が制定された時から適用されることを考えている。との答弁がありました。

その後、各委員からは、採択 及び 継続審査の意見が出され、結果といたしまして、請願第 1 号につきましては、さらに検討を要するので、継続審査と併せて、閉会中の審査の議決を求めることと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長小関勝教君 次に、議案第 31 号及び議案第 49 号、議案第 32 号ないし議案第 42 号の以上 13 件について、金子予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員長金子義彦議員（登壇）

ただいま議題となりました、議案第 31 号平成 27 年度美唄市一般会計補正予算(第 10 号)、議案第 49 号平成 27 年度美唄市一般会計補正予算(第 11 号)、議案第 32 号平成 27 年度美唄市水道事業会計補正予算(第 1 号)、議案第 33 号平成 28 年度美唄市一般会計予算、議案第 34 号平成 28 年度美唄市民バス会計予算、議案第 35 号平成 28 年度美唄市国民健康保険会計予算、議案第 36 号平成 28 年度美唄市下水道会計予算、議案第 37 号平成 28 年度美唄市介護保険会計予算、議案第 38 号平成 28 年度美唄市介護サービス事業会計予算、議案第 39 号平成 28 年度美唄市後期高齢者医療会計予算、議案第 40 号平成 28 年度市立美唄病院事業会計予算、議案第 41 号平成 28 年度美唄市水道事業会計予算及び議案第 42 号平成 28 年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上 13 件について、予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、3 月 11 日、3 月 14 日ないし 17 日の 5 日間、委員会を招集して審査をいたしました。

はじめに、議案第 31 号平成 27 年度美唄市一般会計補正予算(第 10 号)に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

はじめに、「基金積立金」について、交流拠点施設整備基金の残高と、施設の改修予定について、との質疑に対し、基金残高は、平成 28 年 3 月末で 4,306 万 6,876 円となる予定である。また、今後、ゆ〜りん館のろ過機やボイラー等を計画的に改修していく予定である。との答弁。

次に、「ごみ広域処理焼却施設管理運営事業」について、ごみの分別状況はどうなっているのか、との質疑に対し、可燃ごみと、生ごみについては、異物混入の割合が少なく、生ごみ堆肥化施設も順調に稼働している一方で、不燃ごみについては、異物混入の割合が 40%と高く、生ごみに比べ、きちんと分別されていない状況にある。との答弁。

次に、「農地中間管理事業受託等事務」について、農地中間管理事業の推進に関する法律が、平成 26 年からスタートになり、年 2 回公募しているとのことだが、美唄市の実態はどういう状況になっているのか、との質疑に対し、土地を買いたいという方は、5 月と 9 月に募集期間が約 1 カ月あり、その間に機構に申請して、登録する形になっている。これは 1 年間有効ということで、美唄市は約 75 名が登録されている。との答弁。

次に、「空知団地管理事業」について、現在の空知団地の未分譲地と区画数はどの程度あるのか。また、企業誘致に向け、積極的な推

進活動を行っているのか。との質疑に対し、現在、未分譲地は 44.8 ヘクタールで、27 区画残っている。また、企業誘致に向けては、各種展示会、企業訪問などを通じ、積極的な情報提供を行いながら、新たな企業の発掘に努めている。との答弁がありました。

次に、議案第 49 号平成 27 年度美唄市一般会計補正予算(第 11 号)に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、「行政情報化運用事業」について、予算額が増加となっているが、委託料及び備品購入費の具体的な内容について、との質疑に対し、委託料については、庁内ネットワークのセキュリティ強化をするため、ID、パスワードのほか、生体認証により、手のひらや、人さし指の静脈をかざすことで、本人確認を設定するセットアップ経費や、個人番号カードの交付に当たり、美唄未来開発センターが、休日の分をサーバー運転する委託経費になる。また、備品購入費は、生体認証を 120 台購入する経費である。との答弁。

次に、「選挙管理委員会運営事務」について、システム改修の委託先はどこになっているのか、との質疑に対し、既存システムの一部改修となるため、現在の契約先である美唄未来開発センターにそのまま委託する予定である。との答弁。

次に、「子育て支援対策事業」について、今回の軽減措置により、年収約 360 万円未満の多子世帯とひとり親世帯等について、負担額が半額または無償の人の人数は、との質疑に対し、現在入園中の幼児で、多子世帯での該当人数は 13 人、ひとり親世帯等の該当人数は 7 人、4 月からの新入園児については、多子

世帯での該当人数が 8 人、ひとり親世帯等での該当人数が 1 人となっており、合計で 29 人となっている。との答弁がありました。

次に、議案第 32 号平成 27 年度美唄市水道事業会計補正予算(第 1 号)に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

昨年 10 月から料金が改定になったが、今後の推計について、との質疑に対し、財政推計において、料金改定後、5 年間の算定期間では、資金剰余金が見込まれることから、今後 5 年間、現行料金で債務負担が出ないように進めていきたいと考えている。との答弁がありました。

次に、議案第 33 号、平成 28 年度美唄市一般会計予算に対する質疑・答弁について、初めに、第 1 款議会費、第 2 款総務費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

「移住・定住促進事業」について、移住・定住促進助成金の対象が、新築、あるいは中古住宅を購入した方だけとなっているが、アパート等の賃貸に対する助成について、との質疑に対し、アパート等の賃貸に対する助成制度については、今年度から検討を開始していることから、今後早急に、移住・定住推進協議会において調査、検討をしていきたいと考えている。との答弁がありました。

次に、第 3 款民生費、第 4 款衛生費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、「市立保育所管理運営事業」について、ピパの子保育園の駐車場のスペースが狭いと思うが、送り迎えのときや行事があった時の安全対策について、また、旭通り、美唄

富良野線の入り口の交差点が危険だと思うが、車の経路等を検討しているのか、との質疑に対し、内覧会の時点で、108 台の乗用車が駐車場に留めることができおり、定員 150 人のため、駐車場の広さとしては対応可能であると考えている。安全対策については、保育園の施設内は一方通行と決めており、安全を重視し、スムーズな流れになるよう対処していく。また、旭通りや道道美唄富良野線の交差点については、横断歩道の設置に関して、今後も継続して警察の方に要望していくことで考えている。との答弁。

次に、「ごみの減量化・再資源化推進事業」について、ごみの減量化に向け、富良野市では、使用済み紙おむつを収集し、固形燃料化しているとのことだが、その点について美唄市でも調査・研究し、取り入れていくなどの考えはあるのか、との質疑に対し、本市においても、使用済みの紙おむつは、相当数あるものと考えている。広域での負担金のコスト削減や、ごみの減量のためにも、雑紙等も含め、燃料などの資源化について、考える必要があることから、先進地の取り組みについて調査研究をしていきたい。との答弁がありました。

次に、第 5 款労働費、第 6 款農林費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、「季節労働者生活資金貸付事業」と「勤労者生活貸付事業」について、どちらも最近の貸付実績がないことから、利率が高い、市民への周知不足などが考えられるのではないかと、との質疑に対し、季節労働者生活資金貸付事業の利率は 2.9%、勤労者生活貸付事

業については、一般資金の利率が 2.21%、教育資金が 1.88%と決して高くはないものと考えている。

また、市民周知については、年 2 回広報紙に掲載しているが、今後、回数を増やしたり、ホームページを活用するほか、銀行や商工会議所等の関係機関に、来場者への制度の紹介を依頼するなど、制度の周知のあり方について検討していきたい。との答弁。

次に、「畑作生産振興事業」について、ハスカップの生産量が年々減少しているが、生産量の確保に向け、どの程度補助をしてきたのか、との質疑に対し、本年度については、市の補助金を利用して購入した苗木が 590 本、農協において、国の「攻めの農業実践緊急対策事業」を活用して購入した本数が、1,770 本となっており、合計 2,360 本が新たに作付けされた本数となっている。との答弁がありました。

次に、第 7 款商工費、第 8 款土木費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、「美唄国設スキー場整備事業」について、ペアリフトの設置年数、及びレストハウスの食堂は、どのような状況となっているのか。また、道道美唄富良野線の開通に向け、スキー場の管理棟の整備について、検討はどう進んでいるのか、との質疑に対し、ペアリフトは平成 5 年に設置し、安全管理のため、ベアリングの摩耗等、劣化の状況等を調査しながら、計画的な整備を進めていくことで考えている。また、食堂は、土日だけの営業となり、ゆ〜りん館で作ったものを提供している。今後の周辺の整備については、様々な地

域資源があることから、総合的に勘案して、これから方向性を検討していく。との答弁。

次に、市営住宅について、平成 28 年度の改修予定と、使用料の滞納対策について、との質疑に対し、市営住宅の改修については、市民の応募に応えられるよう積極的に取り組んでいきたいと考えている。また、使用料の滞納については、来年度に施行を予定している「美唄市住宅滞納整理要綱」の策定に現在取り組んでおり、策定後は、法的手段も含めた形で滞納整理を進めていきたいと考えている。との答弁がありました。

次に、第 9 款消防費、第 10 款教育費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、「高規格救急自動車整備事業」について、現在救急車が 2 台あると思うが、新たに 1 台購入し、3 台体制とするのか。また、団体から救急車を寄贈されているところもあるようだが、本市ではそのような対象にはならないのか、との質疑に対し、現在 2 台ある救急車のうち、古い救急車 1 台について買い替えを行い、引き続き 2 台体制で対応にあたることを考えている。また、救急車の寄贈については、新たに装備等を施さなければならず、結果的に新車を購入する場合と、金額面でさほど差が生じないため、新車を購入することで対応することとしている。との答弁。

次に、放課後児童施設について、配置されている指導員は資格を持っているのか、また、障がい児を含む各施設の入所者数と、指導員の配置人数は、との質疑に対し、各施設に 1 名ずつ配置されている統括職員は、保育士または教員免許を有しているが、その他の指導

員については、資格の有無を問わず配置している。入所者と指導員の人数については、2 月末現在で、東小学校区は 49 名、うち障がい児が 1 名、指導員が 8 名。中央小学校区は 64 名で、うち障がい児が 2 名、指導員が 8 名。南美唄小学校区は 12 名で、障がい児はゼロ、指導員が 3 名。茶志内小学校区は 6 名で、障がい児はゼロ、指導員が 2 名。峰延小学校区は 5 名で、障がい児はゼロ、指導員が 2 名となっている。との答弁がありました。

次に、第 13 款職員費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

新たにできるピパの子保育園の保育士の人数について、また、臨時職員や嘱託職員の勤務時間の違いについて、との質疑に対し、保育士については、正規職員が 14 名、嘱託職員が 8 名、臨時職員が 2 名で予定している。勤務時間については、日額勤務の臨時職員の方は、職員と同じ 1 日 7 時間 45 分、嘱託職員は、職員と同じ週 38 時間 45 分、嘱託職員で 4 分の 3 勤務の方は、週 28 時間 45 分となる。との答弁がありました。

なお、第 11 款災害復旧費、第 12 款公債費、第 14 款諸支出金及び第 15 款予備費については、質疑がありませんでした。

次に、歳入全般から一時借入金に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

美唄市における軽自動車の台数について、また、鉱産税の将来的な見通しについて、との質疑に対し、軽自動車は、オートバイ、四輪自動車、農業機械などいろいろな種類があるが、全体で 9,813 台を見込んでいる。また、鉱産税については、ここ数年それほど増減が

ないことから、今後も同じような形で推移されるのではないかと考えている。との答弁がありました。

次に、議案第 35 号平成 28 年度美唄市国民健康保険会計予算に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

国民健康保険会計について、平成 30 年度から広域化になるようだが、そうなれば自治体独自の支援ができず、全道一律の負担となるため、加入者の負担も大きくなると思うが、現在、広域化に向けどのような状況なのか、との質疑に対し、平成 30 年度からの広域化に向け、国から補填財源が入ってくるとの情報があるため、平成 29 年度まで保険税率は上げずに運営していけるものと考えている。広域化にあたっては、さまざまな要素を鑑みて全道統一の保険税率が決められる形になると思うが、詳細については、平成 28 年度中に示される予定であることから、情報がまだ入っていない状況である。との答弁がありました。

次に、議案第 36 号平成 28 年度美唄市下水道会計予算に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

「個別排水処理施設整備事業」について、下水道の整備率と個別排水処理の整備の割合について、また、個別排水処理にかかる 1 世帯あたりの費用に対し、補助があるのか、との質疑に対し、下水道の整備計画区域で 76% の整備が終了しているが、個別排水区域については、下水道整備計画区域以外のすべてを対象としているため、現在 15.5% である。また、個人の負担においては、浄化槽工事の 10% が受益者分担金となり、トイレの改造と配管については 100% 自己負担となっている。と

の答弁がありました。

次に、議案第 37 号平成 28 年度美唄市介護保険会計予算に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

「成年後見人制度利用支援事業」について、支援内容と利用にかかる自己負担はどれくらいになるのか、との質疑に対し、本人や家族に支払い能力がない場合、あるいは、本人に判断能力がない場合などに、市が代わりに支払いを行うものであるが、のちに後見人がつき、本人に支払い能力がある場合には、市に返還してもらうこととなる。自己負担については、支払い能力がある場合は本人負担となるが、ない場合は市が負担する。との答弁がありました。

次に、議案第 38 号平成 28 年度美唄市介護サービス事業会計予算に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

恵祥園の定員と、現在の入居状況及び介護度について、また、待機されている方は、どのような状況になっているのか、との質疑に対し、恵祥園の定員は 59 名で、2 月 29 日現在の入居者数は男性 10 名、女性 46 名、合計 56 名であり、介護度については、要介護 1 が 7 名、要介護 2 が 12 名、要介護 3 以上が 37 名になる。また、待機の状況については、市内の方が 26 名、市外の方が 6 名、合計 32 名である。との答弁がありました。

次に、議案第 39 号平成 28 年度美唄市後期高齢者医療会計予算に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

健康診査の受診率について、また、受診率向上に向けた今後の取り組みについて、との質疑に対し、受診率は、平成 24 年度が 4.80%、

平成 25 年度が 4.90%、平成 26 年度が 4.88% となっている。また、健康診査の未受診者に対して、はがきや電話による勧奨等を強化するとともに、広報紙メロディーによる周知等、受診率向上にむけた取り組みを考えている。との答弁がありました。

次に、議案第 40 号平成 28 年度市立美唄病院事業会計予算に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

平成 28 年度の救急医療の内訳及び診療体制について、との質疑に対し、救急医療を維持・確保するための経費として、外部医師への報償費、医師、看護師、検査技師、放射線技師等への人件費、薬品費、診療材料費、入院患者のための空床確保分など、救急診療に係る必要な経費から、救急外来診療で得る収入相当額を差し引いた額を救急診療に係る事業費としている。また、新年度の診療体制については、内科は嘱託医が 1 名増加し、常勤医 2 名、嘱託医 2 名となり、小児科は常勤医 1 名が退職となるため、嘱託医 1 名、出張医 1 名となる。外科、整形外科、小児科内分泌外来、心臓外来、産婦人科、耳鼻科、眼科については、今年度と同様の診療体制となる。との答弁がありました。

なお、議案第 34 号平成 28 年度美唄市民バス会計予算、議案第 41 号平成 28 年度美唄市水道事業会計予算及び議案第 42 号平成 28 年度美唄市工業用水道事業会計予算についての質疑及び総括質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第 34 号及び議案第 36 号、議案第 37 号ないし議案第 42 号の以上 8 件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第 33 号及び議案第 35 号の以上 2 件については、ご異議がありましたので、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長小関勝教君 これより、議案第 5 号ないし議案第 20 号及び議案第 45 号の以上 17 件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 5 号美唄市行政不服審査会条例制定の件ないし議案第 20 号美唄市火災予防条例の一部改正の件及び議案第 45 号美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件**の以上 17 件は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第 21 号ないし議案第 30 号、議案第 43 号、議案第 44 号及び請願第 1 号の以上 13 件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は、委員長のとおり、決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 21 号美唄市税条例の一部改正の件ないし議案第 30 号美唄市看護師等修学資金条例の一部改正の件、議案第 43 号美唄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正の件、議案第 44 号美唄市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正の件及び請願第 1 号若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願**の以上 13 件は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第 31 号、議案第 49 号及び議案第 32 号の以上 3 件について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 31 号平成 27 年度美唄市一般会計補正予算（第 10 号）、議案第 49 号平成 27 年度美唄市一般会計補正予算（第 11 号）及び議案第 32 号平成 27 年度美唄市水道事業会計補正予算（第 1 号）**の以上 3 件は、委員

長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第 33 号について、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

7 番、吉岡文子議員。

● 7 番吉岡文子議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第 33 号平成 28 年度美唄市一般会計予算につきまして、討論に参加いたします。

私の立場は、原案に反対です。以下その理由と、若干の意見を申し上げます。

2016 年度の政府予算は、衆議院を通過しました。これまで 3 年間のアベノミクスの結果が問われる予算であるとともに、戦争法成立を受けて編成された予算でもあります。日本共産党はこの予算について、2017 年 4 月の消費税 10% への大增税を前提とした上、社会保障改悪などによる負担を国民に押しつけながら、一方で、大企業には減税をばらまき、軍事費を突出させて、戦争への道を進むという、極めて反国民的な予算案となったと指摘しています。

美唄市の予算について、国家予算は関係ないと思われる方もおられることと思いますが、日本共産党議員団は、そのような認識にはたっておりません。地方公共団体の独自の施策を積み重ね、住民の生活防衛の先頭に首長自らが立ち上がらなければ、結果的には、国の財政政策にのみ込まれることになるではありませんか。

本年度の国家予算は、国民の中に広がる貧困と格差の是正どころか、大增税を押しつけ、

財界、大企業へ大盤振る舞いとなっている点に大きな問題点があります。

総務省の家計調査で、2人以上世帯のうち、勤労者世帯の実質可処分所得が、30年前以下の水準に落ち込んでいることが明らかになりました。消費税8%への引き上げで、消費者物価指数が2015年に104.6まで跳ね上がり、物価上昇は、過去最高の水準となりました。消費税10%となれば、政府資産でさえ、国民1人当たり年間2万7,000円、1世帯当たり6万2,000円もの大增税が押し付けられます。将来の引き上げも、政府は否定していませんし、軽減税率は、さらなる増税の布石となっています。暮らしと経済に取り返しのつかない打撃を与える消費税10%は、きっぱり中止すべきです。

政府は、消費税増税分は、社会保障の充実に回すと述べますが、予算案に盛り込まれているのは、診療報酬の実質減、高齢者医療の窓口負担増、介護保険利用料の倍化など、負担増と給付減の全面改悪です。国民には負担増を求めながら、史上最高の利益を上げている黒字大企業へは、1兆6,000億円の大減税を行い、その穴埋めとして、外形標準課税の拡大で、中堅企業への増税を行うなど、言語道断です。今政府がなすべきは、長時間低賃金労働の是正、働く女性のために公的保育所を保障し、安心して働ける環境をつくることです。社会保障充実の財源は、消費税増税に頼らず、応能負担の原則に基づく税制改革によってつくり出すべきです。

現政権は、今年6月までに低年金の高齢者に対して、1人当たり3万円を支給することとなっています。経済成長の賃金引き上げの

恩恵が及びにくい所得の少ない高齢者を対象としています。美唄市では、4,500人とのことですが、まさに選挙目当て、消費税を負担し続け、年金引き下げを辛くても承諾しなければならない高齢者をみくびっているとしか思えません。根本的な解決にはなっていませんし、その後の政策が見えてきません。政府予算案に反対の理由は、5兆円を超える軍事費にもあります。思いやり予算も過去最高を計上しています。2016年度は、思いやり予算と「SACO」沖縄に関する特別行動委員会経費、米軍再編経費を合わせて3,749億円、在日米軍約5万人1人当たり700万円以上にもなります。

先日、沖縄県で、ビジネスホテルに宿泊中の女性が、アメリカの軍人によって暴行されるという事件が発生しました。法治国家という言葉がむなしく響きます。

予算は政治の鏡と言われます。こうした政府予算のもと編成された本市の平成28年度予算ですが、編成作業にあたられた職員皆さんのご苦勞には、改めて敬意を表します。

平成28年度一般会計予算は、歳入歳出157億4,256億7,000万円、対前年比7億7,321万5,000円減、4.7%減となっています。歳入では、市税は対前年度比で2.3%減、地方交付税は、対前年比でマイナス1.4%となっています。平成28年度予算の主なものでは、財政健全化計画のもとで独自削減してきた職員給与が見直しされて、1.6%の増額となりました。福祉灯油、福祉除雪、間口除雪事業は継続され、引き続き雪深い地域住民の生活を助ける一筋の光となっています。障がい児居宅生活支援費給付事業は、自己負担なしを堅持

しつつ、本年度は、事業が拡大されました。地域医療の充実を求める市民の声は切実です。保健医療福祉の連携拠点となるべき市立美唄病院及び保健福祉総合施設について、北海道が策定する地域医療構想と整合性を図りながら、関係機関と協議を行い、施設整備に向けた基本構想、基本計画を策定するための予算が計上されました。

本市の基幹産業である農業予算では、対前年度約 7,067 万円増、10%となっておりますが、予算全体に占める割合は、約 4.9%です。農業予算の 8 割は、土地改良費、圃場整備費となっており、美唄市の 1 戸 1 戸の農家経営を安定・継続させる施策は十分とは言えません。人口がどんどん流失し、北海道では札幌市に一極集中している中であって、新規就農と人口増を結びつけた施策展開をしている自治体が各地で見られます。地域の特性を生かした、個性的で魅力的な農業経営で、農業の担い手の確保と、人口増を結びつけることができるのではないのでしょうか。栗山町や長沼町がよき先例を示しています。美唄市独自の今後の施策展開を期待いたします。

商店街のにぎわいも戻っておらず、商業地域には、空き地や空き店舗が目立ちます。経営者の高齢化、後継者不足という課題は、今後に大きく影響を与えることになるでしょう。市民生活を支える道路や側溝の整備はどうでしょう。いまだ未舗装の道路や児童生徒の通学の安全確保に欠かせない歩道が、整備されていない道路もあります。雪解けの今時分には、冬を経てガタガタの市道が目立ちます。市民会館大ホールの屋根からの雨漏りには驚

きました。使用中の事故がなかったのが幸いです。公共施設の経年劣化を未然に防ぎ、市民に安心と安全を保障するのが地方自治体の役割です。美唄で暮らす市民のささやかな願い、それは住みなれた土地で、息絶えるまで暮らしたいということに尽きます。そのことを多方面から支えるというのが、行政の使命・役割だと考えます。

平成 28 年度予算は、前年度比微減といった状況ですが、高橋市長は、主要施策の第 1 番に、地域経済の活性をあげておられます。農商工連携、農業振興、商工業振興の各事業を拡充を含めて展開しておられます。口幅ったいようですが、私はまちづくりで 1 番に重きを置くべきは、市民の生活の安心安全だと考えます。高橋市長の予算案には、地域で暮らす美唄市民一人ひとりに目を配り、寄り添う政治姿勢は見えてきていません。安倍政権のもと執行されようとしている予算に関しては、決して容認できるものではないこと、平成 28 年度美唄市一般会計予算についても、結果として、安倍政権の予算の枠組みの中での編成という限界を有しており、容認できるものではありません。

財政健全化にありながらも、市民生活の安全のため、独自施策を展開している自治体は、道内にも数多くあります。嘱託職員として働く保育士を正規職員とする自治体、こども医療費無料化を拡大する自治体、若者定着のために、家賃を補助する自治体など、一般質問や委員会議論の中で、高橋市長に紹介をしてきました。先ほども申し述べましたが、予算は政治の鏡です。やる気さえあれば、首長さんの意欲さえあれば、できる施策は、数多く

あります。美唄独自の市民生活に密着し、応援する施策が、今後行政の多方面で展開されることを心から期待することを申し上げます。平成 28 年度一般会計予算に対しての反対討論を終わります。

●議長小関勝教君 4 番、川上美樹議員。

●4 番川上美樹議員（登壇） ただいま議題となりました議案第 33 号平成 28 年度美唄市一般会計予算につきまして、討論に参加をいたします。

私の立場は、原案に賛成であります。以下その若干の理由について、申し上げます。

平成 28 年度一般会計予算は、国の経済対策や財政健全化計画終了後の将来を見据えたまちづくり施策の推進と、健全な財政運営に配慮しながら、びばい未来交響プラン第 6 期美唄市総合計画の都市像に掲げる「食・農・アートが響き合う緑のまち美唄」の実現を目指し、地域経済の活性化、環境、ごみ処理、都市基盤の整備、安全安心の確保、人づくりを重点施策として、限られた財源の中、事業の選択と集中を図り、後期基本計画の初年度となる平成 28 年度予算に計画を掲げた事業を最大限計上するなど、工夫されたものと評価するものであります。結果として、一般会計予算総額 157 億区 4,256 万 7,000 円が確保されましたが、対前年度比 4.7%の減となっております。

直面している諸課題に対しては、農業振興の分野として、農地を中心経営体に集積、団地化を進めるために、中心経営体農地集積促進事業を、観光交流を含む商業振興分野では、ふるさと納税をされた方に対して、特産品を贈呈する特産品情報発信促進事業の拡充を、

国内外の観光客ニーズをとらえた観光地づくりを進めるため、地域おこし協力隊の増員を含む地域資源を活用した観光づくり事業を、環境、ごみ処理、都市基盤の整備に向けては、ごみ運搬車整備事業を、コンパクトなまちづくりに向けて、用途地域の適正な見直しなどを行う都市計画一般管理事務を、安全安心のまちづくりについては、市立美唄病院及び保健福祉総合施設の基本構想と基本計画を策定する市立美唄病院及び保健福祉総合施設整備計画策定事業を、公共施設の老朽化対策として、市営球場の改修に係る実施設計を行う体育施設設備事業を、人づくりについては、美唄サテライト・キャンパス事業、小中学校の語学指導等を行う外国語指導助手を増員する外国人講師小中学校派遣事業など課題解決に向けた取り組みや、地域活性化に向けたさまざまな取り組みが展開されることとなっております。

私は、今後の地方財政の制度の行方は、極めて厳しい状況にあると認識しておりますが、市長の強いリーダーシップのもと、新しい発想と機敏な行動力により、厳しい環境にあっても、健全な財政運営に配慮しながら、地域の活性化に向けて、市民の生活福祉向上に積極的に取り組んでいくことを期待するものであります。

何とぞ議員の皆様方におかれましては、議案第 33 号平成 28 年度美唄市一般会計予算にご賛同くださいますようお願い申し上げます。私の賛成討論を終わります。

●議長小関勝教君 これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第 33 号平成 28 年度美唄市一般会計予算**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第 34 号について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 34 号平成 28 年度美唄市民バス会計予算**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第 35 号について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

7 番、吉岡文子議員。

● 7 番吉岡文子議員（登壇） ただいま議題となりました議案第 35 号平成 28 年度美唄市

国民健康保険会計予算について、討論に参加いたします。

私の立場は、原案に反対です。以下その理由と若干の意見を申し上げます。

国民健康保険は、健康保険や共済保険等の被用者保険に加入していない労働者、農林水産業者、自営業者、退職者や無職の人などを対象にした我が国最大の医療保険制度です。

国民健康保険法には、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とすると書かれており、国の責任で、国民に医療を保障することを明記しています。また、制度制定当初は、政府管掌保険や組合健康保険などの医療保険、いわゆる職域保険に加入していない農林漁業者、自営業者などが加入の大半でしたが、雇用形態の変化や不況と構造改革のもとで、農林漁業者、自営業者の経営が苦しい中、就労人口も減少し、一方で年金者や非正規労働者などの被用者が、市町村国保の加入者の多くを占める状況となっています。このことが、国民健康保険世帯の貧困化に進む道を開いたのです。

美唄市においても、平成 28 年度においては、加入世帯は 4,147 世帯、34.4%、加入人口は 6,800 人、29.8%と予測されており、市内の 3 分の 1 以上の世帯、約 3 割の住民が加入することとなっており、人口減少に伴い、加入世帯、加入人口とも減少はしているものの、市内においては、大きな規模を占める医療保険となっています。年金生活者や失業者も加入する国民健康保険制度は、もともと国庫負担なしには成り立たないという構造上の問題を持つ制度です。

ところが歴代政権は、国の社会保障予算を抑制するために、国民健康保険の国庫支出を削減し、国民健康保険加入世帯の貧困化が深刻になった後も元に戻しませんでした。1984年には、約50%となっていた国庫支出は、現在約23.8%、この失政により、国民健康保険税の高騰に歯どめがかからなくなってしまったのです。低所得者が多く加入し、保険料に事業者負担もない国民健康保険には、適切な国庫負担が不可欠です。その上に、税の算定方法などを見直し、所得に応じた保険税、誰でも支払える保険税に改革すれば、滞納の発生もなくなり、持続可能な国民健康保険への道が開かれます。国は、国民健康保険の広域化を決定しました。既に後期高齢者医療保険制度において、広域化が進められています。

しかし、国保においては、市町村において、道内で大きく異なる医療水準、給付水準、医療機関への距離などが歴然としています。また、広域化となれば、従来の一般会計からの繰り入れはできません。結論として、保険料の大幅な増額が待っています。さらに問題となるのは、条例で決めている減免の制度についてです。広域化されれば、どこでもやっている最低限の減免だけが残ると考えるべきです。また、市町村には何の権限もなく、加入受付と徴収業務だけとなり、住民が役所の窓口で相談しても、何ひとつ救済できなくなるのは、現在の後期高齢者医療制度を見れば明らかです。

高橋市長におかれましては、住民の暮らしと命を守るために、国に対して、国庫負担を1984年の改悪前の水準に戻すよう強く働きかけること、住民のためにならない広域化等の

見直しを求めていくことを期待申し上げまして、平成28年度美唄市国民健康保険会計予算の反対討論を終わります。

●議長小関勝教君 5番、楠徹也議員。

●5番楠徹也議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第35号平成28年度美唄市国民健康保険会計予算の件につきまして、討論に参加させていただきます。

私の立場は、原案に賛成であります。以下その理由と若干の意見を申し上げます。

国民健康保険は、住民にとっての医療を受ける機会を確保する地域保険として、国民皆保険制度を支える中核となっております。美唄市国民健康保険における国保世帯加入率は、約34%であり、全道市平均の加入率約30%と比べ高い状況にある中、市民の多くの方が安心して医療保険を利用できるよう、安定した事業運営の維持が求められるものであります。美唄市においても、加入者は高齢者等が多くを占めていることから、受診機会が高くなり、医療費が増加傾向となる一方、低所得者層の増が見られるなど、事業の財政状況が悪化するという国保の構造的な問題を抱えている現状ではないかと考えます。

本市の平成28年度国民健康保険会計予算は、総額40億9,352万円で、前年比2%の減となっており、その主な理由としては、美唄市における人口減や加入者の減少傾向により、国保事業の縮小となっておりますが、高齢者の増加や医療技術の高度化など、費用増が見込まれる中、平成30年度の広域化に向けて、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、対応されていることをご期待申し上げます。

また、市民の皆さんの3割近くが国保に加

入されていることから、日々健康で暮らしていただくためにも、特定健診や脳ドックの受診者増など、健康増進や疾病予防の周知啓発に努められていることを踏まえ、さらに、医療費抑制を目指す上で、ジェネリック医薬品の使用促進などの事業を積極的に推進していただきたいと考えます。

国においては、平成 27 年 5 月に維持可能な医療保険制度を構築するため、平成 30 年度からの広域化に向けて、市町村国保の財政支援制度の拡充により、財政基盤の強化を掲げており、平成 28 年度予算については、低所得者対策として、保険財政支援の拡充により、国からの財政基盤の強化として、事業財源の確保ができると判断されており、一般会計からの一般財源の投入を行わず、国保運営の安定化に努めることは、高く評価をするところであります。

終わりに、平成 30 年度からの広域化に向けて、都道府県が、市町村とともに適切な役割分担のもとで、国保の運営を担っていくこととする制度改革が進められているところであり、市町村国保は、情報を的確に把握しながら対応をしていかなければならないものと考えるところであります。今後はそれを注視しながらも、現時点における国保事業の健全化を図るため、適切な事業運営をなされますようさらなる努力にご期待申し上げます。

以上申し上げましたが、議員の皆様におかれましては、何とぞ議案第 35 号平成 28 年度美唄市国民健康保険会計予算にご賛同いただきますようお願い申し上げます。私の討論を終わります。

●議長小関勝教君 これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第 35 号平成 28 年度美唄市国民健康保険会計予算**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第 36 号ないし議案第 42 号の以上 7 件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 36 号平成 28 年度美唄市下水道会計予算ないし議案第 42 号平成 28 年度美唄市工業用水道事業会計予算**の以上 7 件は、委員長報告のとおり**決定**されました。

●議長小関勝教君 次に日程の第 3、議案第 46 号財政調整基金の一部積立て停止の件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明をします。
市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） ただいま上程されました議案第 46 号財政調整基金の一部積立て停止の件について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、美唄市財政調整基金条例に規定する積立金のうち、基準財政需要額に対応する積立金については、財政事情により、平成 27 年度においてその積立てを停止しようとするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長小関勝教君 これより、議案第 46 号について、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 46 号財政調整基金の一部積立て停止の件**は、原案のとおり**可決**されました。

●議長小関勝教君 次に日程の第 4、議案第 47 号美唄市固定資産評価員選任の件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。
市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） ただいま上程さ

れました議案第 47 号美唄市固定資産評価員選任の件について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、市川厚記評価員が 3 月 22 日付けをもって退任いたしますので、本市固定資産評価員として、新たに、村谷宗義を選任いたしたく、地方税法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長小関勝教君 諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました、議案第 47 号については、別にご発言もないようですので、原案とおり、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 47 号美唄市固定資産評価員選任の件**は、原案のとおり**同意**することに決定いたしました。

●議長小関勝教君 次に日程の第 5、議案第 48 号美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件を議題といたします。

本件に対し、提案理由の説明を求めます。

13 番、金子義彦議員。

●13 番金子義彦議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第 48 号美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、平成 28 年度の期末手当を、年 4.2 月とするため、必要な改正を行うとともに、独自削減措置が、本年 3 月末をもって終了す

ることから、依然として厳しい本市の財政状況を勘案し、新たな独自削減措置を実施するため、必要な改正を行なうものであります。

以上、よろしくご審議をお願い申し上げます。

●議長小関勝教君 これより、議案第48号について、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第48号美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件**は、原案のとおり**可決**されました。

●議長小関勝教君 次に日程の第6、承認第2号総務・文教委員会所管事務調査の件ないし日程の第8、承認第4号議会運営委員会所管事務調査の件の以上3件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配付の承認書のとおり、閉会中も調査を認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、閉会中も調査を認めることに決定いたしました。

●議長小関勝教君 以上をもちまして、今期定例会に付議されました各案件は、全部議了いたしました。

これをもって、平成28年第1回美唄市議会定例会は閉会いたします。

午前11時27分 閉会